

No	商号又は名称	参加停止期間	入札参加停止の理由(概要)	要綱該当
1	新明和工業(株)	令和7年5月26日から 令和7年7月25日まで	対象会社は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、価格や受注者を事前に決めていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
2	極東開発工業(株)	令和7年11月18日から 令和8年1月17日まで	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、極東開発工業(株)に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
3	サンリン(株)	令和7年12月11日から 令和8年6月10日まで	公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
4	(株)本久	令和7年12月11日から 令和8年6月10日まで	公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
5	渡辺商事(株)	令和7年12月11日から 令和8年6月10日まで	公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事、物品購入及び業務委託等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
6	南重建設(株)	令和7年12月25日から 令和8年2月24日まで	当該業者は、長野県発注の「令和3年度県営住宅大萱団地除却工事」の契約を締結したが、正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しなかった等の理由により契約解除に至った。このことは、市要綱の「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第11号 (不正又は不誠実な行為)
7	西松建設(株) 中部支社	令和8年1月8日から 令和8年4月7日まで	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曾川右岸道路)木曾郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第1-1第2号 (粗雑工事)
8	神稲建設(株) 辰野支店	令和8年1月8日から 令和8年2月14日まで	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曾川右岸道路)木曾郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第1-1第2号 (粗雑工事)
9	日本交通技術(株)	令和8年2月2日から 令和8年12月1日まで	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
10	ジェイアール東海 コンサルタンツ(株)	令和8年2月2日から 令和8年7月1日まで	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
11	(株)トーニチ コンサルタント	令和8年2月2日から 令和8年7月1日まで	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
12	松本大清算貿易(株)	令和8年3月6日から 令和8年5月5日まで	対象会社は、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和8年2月2日までに松本簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	別表第2第11号 (不正又は不誠実な行為)